

## 自主防災組織育成助成事業

### 対象となるもの

①地域の防災活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）。

防災活動に際して使用する資機材等が対象。

（参考例）

（a）災害時の炊き出しに使用するもの

例：鍋、テーブル、調理器具、カセットコンロ 等

（b）避難所等で使用するもの

例：投光器、発電機、毛布、トイレテント、コードリール、三角巾 等

（c）救助活動に使用するもの

例：チェーンソー、担架、バール、トラロープ、車いす、AED 等

（d）情報収集や連絡調整のために使用するもの

例：トランシーバー、無線、ハンドマイク 等

※ただし、バッテリー等の維持費に係るものは不可。

（e）その他日常の防災活動に使用するもの

例：メガホン、ヘルメット、ブルーシート、リヤカー、折畳イス 等

②基礎工事の伴わない簡易な倉庫、収納庫、物置等

※基礎工事、アンカー工事を伴う場合は対象外となります。

※購入備品の保管場所が無い場合のみ可（収納庫、物置単体の整備は不可）

### 対象とならないもの

- ・使用期限が決まっている備蓄品（食料品等）
- ・数回の利用で費消される備蓄品
- ・消火器（訓練用消火器を除く）
- ・避難道等の整備
- ・車両に搭載する目的の備品（無線機等）
- ・救急セット